

給付付き税額控除の話（その3・最終回）

東京財団 シニア政策オフィサー 森信 茂樹

今から4年前の夏、総務大臣を退任した高市早苗氏から連絡があり、税制の議論をしたいということであった。氏が自民党総裁選挙に立候補するにあたっての公約の相談で、当方からは、炭素税の必要性、金融所得課税のあり方などとともに、給付付き税額控除の話をした。この税制はピンポイントで支援の必要な者に減税・給付ができることに加えて、リスクリミングや就労を支援する成長戦略でもあると力説した。この結果は、『美しく、強く、成長する国へ。』(WAC) 第7章「分厚い中間層を再構築する税制」として出版された。

直後の自民党総裁選では岸田文雄氏が勝利し岸田政権が誕生、そのもとで2024年の定額減税が実施された。所得税・住民税で1人あたり4万円の減税と住民税非課税世帯への計10万円給付という内容は、評判が良くなかつた。とりわけ住民税非課税世帯という給付基準が大雑把（筆者はアナログ基準と呼んでいる）で、必ずしも生活困窮者を切り取っておらず、非課税世帯の6割超が65歳以上の高齢者世帯でそこそこ資産を有しているなどの批判を招いた。また減税しきれない者には地方自治体が調整給付を行うという内容だったため、給付事務を担った自治体からは「二度と

やりたくない」と言われる結果となった。引き続く石破政権も参議院選挙の公約として一人2万円の給付を訴えたが、これもバラマキと国民には受け入れられず自民党は大敗した。

昨年10月に誕生した高市総理はこのような反省も含めて所信表明演説で、「早期に給付付き税額控除の制度設計に着手します」と述べ内閣官房で検討がはじまっている。この制度を構築するには、国民の所得情報と給付を番号で結び付けるシステムが必要となるが、遅れているわが国行政のデジタル化を進める好機でもある。

とりわけ番号で国民全員の所得を毎月把握するデータベースを作る必要がある。その為には雇用者は雇用する事業者から、フリーランスやギグワーカーの場合は仕事を発注する企業やプラットフォーム事業者から彼らの所得情報を国に報告する仕組みを作ることが必要だ。金融資産の把握も課題で、預貯金口座のマイナンバー登録の義務化を進めるべきだが、政治的なハードルが高いので、それまでは配当収入と株式譲渡益の金融所得を基準にする必要がある。すでに後期高齢者の保険料については配当所得や譲渡益を保険料や窓口負担の算定基礎に組み込む案が検討されており、金融機

閣からの情報を活用する仕組みなどデータベースの整備を進める方向で検討が進んでいる。

最後は財源が問題となる。まずは社会保障の整理・統合や既存税制の見直しで小さく始め、並行して「税と社会保障の一体改革2.0」の受益と負担の問題として消費税も含め国民的な議論をする必要がある。増税してもすべて給付に回る所得再分配のツールなので、国民全体の負担はゼロともいえる。

麻生政権の下で法律に検討が明記されて以降、政権交代をはさみ今日まで給付付き税額控除の検討が進まなかった理由として筆者は、霞が関の縦割りがあると考えている。内閣官房のもとで関係省庁が集まって議論が始まったので、高いリーダーシップを持つ高市首相の手腕に期待したい。

最後に米国で教わった税制改革の3段階というジョークを披露したい。

1st stage It's crazy. It'll never work. Don't waste my time.

(第1段階 きちがい沙汰だ。絶対うまくいかない。時間の無駄だ。)

2nd stage It's possible, but it's not worth doing.

(第2段階 可能かもしれないね。だけどやる価値はないね。)

3rd stage I've always said it was a good idea. I'm glad I thought of it.

(第3段階 私は、前から良い考え方だと言っていた。考えつくことができてうれしいよ。)

今ようやくステージ2から3へ移りつつあるのだろうか。

